4　第五十九条、第九十四条から第九十七条まで、第百一条から第百五条まで、第百十一条、第百十三条及び第百十五条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

（ダブル・デフォルト効果の取扱い）

第百三十一条　前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャー（スロッティング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。）又はその他リテール向けエクスポージャー（事業法人に対する一億円未満のエクスポージャーに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であって、かつ、第九十四条から第九十七条までの条件及び次項各号に掲げる追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百十一条の規定に、第三号に該当する場合には百十三条又は第百十五条の規定に従うものとする。

一　単一の債務者の信用事由に基づいて信用リスク削減効果が提供される保証又はクレジット・デリバティブ

二　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ

三　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ

2　前項の追加的要件は、次に掲げるものとする。

一　ダブル・デフォルト効果の勘案対象となる被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトが、他の信用リスク削減手法の効果を勘案していないこと。

二　保証又はクレジット・デリバティブが、第百五条の規定により中央政府等又は我が国の地方公共団体によるものとして扱われるものでないこと。

三　保証人又はプロテクション提供者が、第三十条若しくは第三十一条に掲げる主体又は保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは外国保険業者（同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすこと。

イ　バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（府令を含む。）の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ　保証又はクレジット・デリバティブが付されてから算出基準日までのいずれかの時点において、4―2以上の信用リスク区分（第三十条又は第三十一条に掲げる主体の格付については、第三十二条第一項の表を準用するものとする。ハにおいて同じ。）に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付が付与されていること。

ハ　算出基準日において、4―3以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付が付与されていること。

四　被保証債権又は原債権の債務者が次に掲げる者でないこと。

イ　第二十二条から第二十四条まで、第二十六条第二項及び第二十七条から第三十一条までに掲げる主体

ロ　前号に掲げる保険会社及び外国保険業者

ハ　保証人又はプロテクション提供者の子法人等

ニ　保証人又はプロテクション提供者を子法人等とする主体

ホ　デフォルトしている主体

五　内部格付手法採用最終指定親会社は、保証人又はプロテクション提供者に対して、訴訟による請求を行うことなしに、速やかに支払（被保証債権又は原債権の債務者が行うこととしていた支払予定に沿った支払の形態を取るものを含む。）を請求できること。

六　保証又はクレジット・デリバティブに基づく支払を受けるために、被保証債権又は原債権の債務者に対する貸出債権、社債その他の債権を譲渡することが予定されている場合には、内部格付手法採用最終指定親会社は、法的確実性を確保して当該譲渡を行うことができること。

七　前号の場合において、内部格付手法採用最終指定親会社が譲渡対象債権を市場から調達することを予定しているときは、当該市場に調達のための十分な流動性があること。

八　希薄化リスクについて保証又はクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果を勘案する場合、当該保証人又はプロテクション提供者がプロテクションの提供対象である購入債権の売り手又は当該購入債権の売り手の子会社等若しくは関連会社等でなく、かつ、当該購入債権の売り手を子会社等又は関連会社等としていないこと。

九　保証人又はプロテクション提供者が、被保証債権又は原債権の債務者とデフォルトの相関関係が過大となる要因を有する者でないことが内部格付手法採用最終指定親会社の内部プロセスによって確認され、そのような関係がない場合にのみダブル・デフォルト効果の勘案を行う扱いとなっていること。

3　ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第百三十三条に定めるLGD、第百三十四条に定めるEAD及び第百三十五条に定めるマチュリティ（M）（保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることはできない。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率（K_{DD}）は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率（K_o）は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数（R）及びマチュリティ調整（b）は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一　信用リスク・アセットの額$=K_{DD}\times 12.5\times EAD_g$

EAD_gは、保証人又はプロテクション提供者のEAD

二　$K_{DD}=K_o\times\ (0.15+160\times PD_g)$

PD_gは、保証人又はプロテクション提供者のPD

三　所要自己資本率　$(K_o)=\left[LGD_g\times N\left\{(1-R)^{-0.5}\times G(PD_o)+\left(\frac{R}{1-R}\right)^{0.5}\times G(0.999)\right\}-EL\right]\times\{1-1.5\times b\}^{-1}\times\{1+(M-2.5)\times b\}$

LGD_gは、被保証債権若しくは原債権の債務者のLGD又は保証人若しくはプロテクション提供者のLGDのうち、当該取引の性質に照らして適切と認められる数値

PD_oは、被保証債権又は原債権の債務者のPD

ELは、PD_oとLGD_gを乗じた率

四　相関係数（R）は、第百二十九条第一項第三号、同条第二項又は第四項に規定するところによる。

五　マチュリティ調整（b）は、第百二十九条第一項第四号に規定するところによる。この場合において、PDは、被保証債権若しくは原債権の債務者又は保証人若しくはプロテクション提供者のPDのうち、いずれか低い方を用いるものとする。

4　内部格付手法採用最終指定親会社は、第一項及び第二項の要件を満たすエクスポージャーごとに、ダブル・デフォルト効果を勘案するか否かを判断することができる。

（事業法人等向けエクスポージャーのPD）

第百三十二条　事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるPDは、当該事業法人等向けエクスポージャーに付与された債務者格付に係る一年間のPDの推計値とする。